

公益財団法人 全日本ボウリング協会

公認ボール検査員規程

(目 的)

第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）は、本協会並びに加盟団体が主催、共催あるいは後援、主管する競技会に使用するボウリングボールは、すべて国際柱技者連盟（FIQ）・世界テンピンボウリング連盟（WTBA）（以下「FIQ・WTBA」という。）の規格に基づき、かつ本協会のボウリング施設、設備、競技用具の規格に合格したボウリングボールが適正に使用されるようボール検査を実施し、ボウリング競技の公正かつ健全な普及、発展を図るとともにボール検査員の資質の向上を目的とし本規程を制定する。

(名 称)

第2条 公益財団法人全日本ボウリング協会公認ボール検査員（以下「公認ボール検査員」という。）と称する。

(申請条件)

第3条 公認ボール検査員として申請する場合は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本協会個人正会員、実業団会員及び学生連合会員
- (2) 公認ドリラー以外の者が申請する場合は、本協会個人正会員、実業団会員及び学生連合会員に登録した者
- (3) 公認ドリラーに登録した者

(申請方法)

第4条 前条の第1号、第2号のいずれかの条件を満たし、研修を受け所属都道府県連盟の推薦を得た者は、所定の申請書に必要事項を記入し、登録料を添えて所属団体を通じ申請する。前条の第3号の条件を満たした者は、所定の申請書に必要事項を記入し、所属都道府県連盟を通じて申請する。

(認 定)

第5条 第3条の申請条件及び第4条の申請方法を満たし、所属都道府県連盟代表者が認め推薦した者を、本協会認証部会において審査し、理事会の承認を経て、本協会会長が資格を付与する。

(登 録)

第6条 第5条により認定された者は、指定された年度ごとに本協会の所属都道府県連盟を通じ公認ボール検査員として登録手続きをしなければならない。

- 2 新規に登録する場合は、指定された年度の残存期間に登録する。

(登録料)

第7条 公認ボール検査員に認定された者は、毎年5月31日までに、登録申請書に1年間の登録料1,000円を添えて、所属都道府県連盟を通じて本協会に納入する。但し、公認ドリラーは会費を免除する。

(認定証の交付)

第8条 第6条、第7条の手続きを完了した者に対し、公認ボール検査員認定証を交付する。

(義 務)

第9条 公認ボール検査員に認定された者は、次の義務を負うものとする。

- (1) 所属都道府県連盟で開催する研修会に参加し、資質の向上に努める

- (2) 公認ボール検査員が検査したボールに関しては、検査員がすべての責任を負うものとする
- (3) ボール検査合格証には、検査員が検査したボールに対してのみ記名捺印するものとする
- (4) 公認ボール検査員の連絡先、住所、所属等に変更があった場合は、すみやかに所属都道府県連盟を通じ、本協会に書面又は電磁的方法により届出るものとする

(資格の喪失)

- 第10条 公認ボール検査員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。
- (1) 認証部会が公認ボール検査員として、任務遂行上不適格と認めた者
 - (2) 公認ボール検査員の認定を受けた後、6ヶ月以内に登録手続きを行わなかった者
 - (3) 1年ごとの登録をしなかった者
 - (4) ボール検査を行わず名前だけを貸した者
 - (5) ボールのドリル前に、ボール検査合格証に検査員氏名を記入し発行した者

(規程の改廃)

- 第11条 本規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

附 則

- (1) 本規程は、平成20年4月1日より施行する。
- (2) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、平成24年4月1日より施行する。
- (3) 本規程は、平成26年3月15日より施行する。